明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（総務六六）　一
〔規則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院一七―〇―一一一）　三
〔告示〕
○無線設備規則第四十九条の二十五の四第五号の規定に基づき、搬送波のスペクトルマスクを定める件（総務二六五）　四
○周波数割当計画の一部を変更する件（同二六六）　四
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一四〇～一四二、一四五、一四六）　五
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一四三）　七
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同一四四）　七
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一〇八三）　九
○生産業者及び輸入業者の名称又は住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一〇八四）　一二
○肥料の登録を失効した件（同一〇八五）　一三
〔公告〕
諸事項　一三
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、日本放送協会入札、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分関係　二六
会社その他
会社決算公告　二七

省令

○総務省令第六十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月七日

総務大臣　新藤　義孝

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二十五の四に次の二号を加える。

四　隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ　チャネル間隔が二五〇MHzの場合

割当周波数から二五〇MHz離れた周波数の（±）一二五MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より二三デシベル以上低い値であること。

ロ　チャネル間隔が五〇〇MHzの場合

割当周波数から五〇〇MHz離れた周波数の（±）二五〇MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より二三デシベル以上低い値であること。

ハ　チャネル間隔が一、〇〇〇MHzの場合

割当周波数から一、〇〇〇MHz離れた周波数の（±）五〇〇MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より二三デシベル以上低い値であること。

ニ　チャネル間隔が二、〇〇〇MHzの場合

割当周波数から二、〇〇〇MHz離れた周波数の（±）一、〇〇〇MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より二三デシベル以上低い値であること。

五　前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

別表第一号の表九の項中「48」の次に「、55」を加え、同表注29中「とする」を「による」に改め、同表注34中「とする」を「による」に改め、同注34(4)中「無線設備」の次に「(占有周波数帯幅が2,250MHzを超え5GHz以下のものに限る。)」を加え、同表の注に次のように加える。

55　80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　チャネル間隔が500MHz以下のもの　150 (10^{-6})

(2)　チャネル間隔が500MHzを超え2,000MHz以下のもの　$(0.02\times Bw)$　Hz

Bwは、占有周波数帯幅の許容値（単位Hz）とする。

別表第二号第60を次のように改める。

第60　80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　チャネル間隔が250MHzのもの　250MHz

(2)　チャネル間隔が500MHzのもの　500MHz